

森林の土地を 取得したときは 届け出が必要です



森林の土地（地域森林計画対象民有林）を新たに取得した場合には、事後の届け出として「森林の土地の所有者届出」が必要です。個人、法人を問わず売買のほか、相続、贈与、法人の合併などにより森林の土地を取得した場合には、所有者となった日から90日以内に市町村長に届け出を行わなければなりません。

届出書には取得した土地の位置図、登記事項証明書（写しでも可）又は土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことが分かる書類の添付が必要です。

【問い合わせ先】

農林課林業係

☎0137-62-2203

傷病鳥獣の119番 ～病気やケガをした 野生鳥獣をみつけたら～



【傷病鳥獣とは】

病気やケガなどで弱っている野生の鳥獣です。また、野生の鳥獣とは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の対象となる野生の鳥や獣です。

【保護対象ではない鳥獣】

- ・ペット、家畜など
- ・狩猟により傷ついた鳥獣や、有害捕獲の対象鳥獣、在来の野生鳥獣の生息に悪影響を与える外来動物のアライグマなどは、原則として傷病鳥獣としての保護対象とはしません。

【傷病鳥獣を発見したとき】

庭や公園などで傷病鳥獣を発見したら、ケガや衰弱の具

合を見ることが大切です。むやみに触らず、元気な場合そっとしてください。

自然の野山などではかわいそうでも、そのままが野生鳥獣の生息系を守ることにつながる場合もあります。

【自然へ放してあげまじょう】

元気になったら、発見場所や同じような環境、自然豊かな場所に放し、仲間のもとに帰してあげましょう。

【問い合わせ先・連絡先】

○傷病鳥獣、手に負えない場合など

・渡島総合振興局

保健環境部環境生活課

☎0138-47-9439

（平日のみ）

※土日祝日の場合は、開庁日まで保護していただくか、近くの動物病院に連絡し、傷病鳥獣の受け入れが可能かを事前に確認の上、直接持ち込んでいただきます。（診療時間外の対応不可）

○希少野生動物を保護した場合

「絶滅のおそれがある野生動物の種の保存に関する法律」で指定されているタンチョウ、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシなど

・環境省

北海道地方環境事務所

☎011-299-1950

野生鳥獣被害対策へ

ご協力ください

ハンターによる駆除活動にご理解とご協力を!!



北海道内では、エゾシカの生息数の増加により、市街地への出没や農林業被害が深刻な状況となっており、一斉捕獲や侵入防止柵の導入など様々な対策が進められています。

八雲町内でも、近年、エゾシカの目撃件数が急増し、牧草やデントコーンなどの食害、造林木の角擦りなどが確認されていることから、町では猟友会八雲支部と連携し、一年を通して町内一円で捕獲活動を実施しています。

捕獲活動は、主に銃器を携帯して農耕地帯などで実施され、足跡が確認しやすい積雪期には、生息密度の高い山林などを取り囲んで捕獲する「巻狩り」を実施しています。また、個体数が増加し、様々な被害を及ぼしているカラスについても、一年を通して駆除活動を実施しています。

有害駆除に従事するハンターはオレンジ色のベストと帽子を着用し、発砲方向を十分確認するなど事故防止に努めていますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

農林課林業係

☎0137-62-2203

熊石総合支所産業課

☎01398-2-3111



夜間活動し家畜の飼料を食べるエゾシカ